

記 録

令 和 4 年 2 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和4年2月28日 (月)

令和4年2月農業委員会定例総会議事録

令和4年2月農業委員会定例総会を令和4年2月28日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	野別浩三
主任主事	井本彩		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

7番 13番

日程第2 議案第11号 農地法第18条による許可申請について

議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第17号 非農地証明願いについて

議案第18号 農地のあっせん申出について

報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第10号 農地改良届について

報告第11号 農地転用許可不要届出について

報告第12号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第13号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

7 番 印

13 番 印

議事録

開 会 午後3時00分

議長 | それでは、ただいまから令和4年日向市農業委員会2月定例総会を開会します。

なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでいただきたいと思います。発言をされる際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくお願いします。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に7番松木親則委員、13番安藤嘉弥委員を指名します。よろしくお願いします。

次に、日程第2、議案審議に入ります。

まず、議案第11号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。それでは、番号12を除いて、事務局に説明をお願いします。

事務局 | 議案第11号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。

議案書は2ページからお願いします。

番号3及び4は、同一農地に対して公社から借主、貸主から公社への貸借を解約するものとなっております。申請地は富高、地目は田、面積は310㎡となっております。成立日及び解約日は令和4年1月20日、引渡日は令和4年2月28日となっております。解約理由は、耕作者変更のためとなっております。

番号5、こちらは公社から借主への貸借を解約するものとなっております。申請地は富高、地目は田、面積は529㎡です。成立日、解約日は令和4年1月20日、引渡日は令和4年2月28日となっております。こちらも解約理由は耕作者変更のためとなっております。

続きまして番号6、申請地は富高、地目は田、面積が591㎡ほか1筆で、田の合計が1,410㎡となっております。成立日及び解約日は令和4年1月20日、引渡日は令和4年2月28日となっております。解約理由は、農地条件が悪いためとなっております。こちらは条件が悪いということで、1年ほど借りる人がなく、農地中間管理の中間保有となっていたんですけども、こちらも解約しますということで申請されたものです。

同じく7番も、申請地が富高、地目が田、面積が101㎡で、成立日及び解約日が令和4年1月20日、引渡日が令和4年2月28日となっております。こちらも番号6と同じく、農地条件が悪いため、中間保有を解約するものとなっております。

続きまして番号8、申請地は富高、地目が田、面積が813㎡となっております。成立日及び解約日が令和4年1月20日、引渡日も令和4年1月20日となっております。こちら解約理由は、双方の条件不一致のためとなっておりますが、こちらは借手の解約をするときに、新しい耕作者が見つかったときには耕作者変更となるんですけども、見つからないときにはこういった形で、双方の条件不一致のためということで解約を申請されるものとなっております。

続きまして番号9、申請地が富高、地目が田、面積が1,000㎡ほか1筆で、田の合計が1,613㎡です。こちらも成立日、解約日、引渡日が令和4年1月20日、解約理由も双方の条件不一致のためとなっております。

続きまして10番、こちらも申請地が富高、地目が田、面積が839㎡で、

記 録

- 事務局 成立日、解約日、引渡日が令和4年1月20日、解約理由が双方の条件不一致のためとなっております。
続きまして、11番も申請地が富高、地目が田、面積が760㎡で、成立日、解約日、引渡日が令和4年1月20日、解約理由が双方の条件不一致のためとなっております。
続きまして番号13、こちら申請地が日知屋、地目が田、面積が2,439㎡ほか3筆で、田の合計が6,182㎡です。成立日、解約日が令和4年2月21日、引渡日が令和4年2月28日となっております。解約理由は、売買のための解約というふうになっております。
以上10件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
それでは、ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 再開いたします。
それでは、番号12番について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 5ページの番号12、こちらは申請地が日知屋、地目が田、面積が2,439㎡ほか3筆で、田の合計が6,182㎡です。成立日、解約日が令和4年2月21日、引渡日が令和4年2月28日となっております。こちら解約理由が売買のためとなっております、この後、所有権移転を行うため、こちらの公社との契約を解約するものとなっております。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
番号12番は、全員賛成ですので、原案のとおりとします。
ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 再開いたします。
次に、議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。

記 録

- 議長 それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。
議案書は8ページです。
受付番号3、土地の所在地、東郷町迫野内、地目が田、地積が1,018㎡ほか1筆で、田の合計が1,627㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。売買による所有権移転でして、譲受人は現在、耕作面積が3,790㎡と東郷町の下限面積40aに満たませんが、今回取得される農地を合わせると5,417㎡と、下限面積を満たすこととなります。農地法第3条第1項の規定による許可申請でございますが、同法第3条第2項の各号には該当いたしません。
続きまして受付番号の4、土地の所在地、東郷町山陰、地目が畑、地積が183㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。売買による所有権移転でして、譲受人は現在7,147㎡を経営されている兼業農家で、主にこちらの畑では路地果樹の栽培を予定されております。農地法第3条第1項の規定による許可申請でございますが、同法第3条第2項の各号には該当いたしません。
以上2件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号3担当の6番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 6番委員 6番委員です。
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号4担当の14番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 14番。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。
議案書は10ページです。
受付番号の3、土地の所在地、美々津町、地目は田、地積は776㎡です。譲受人と譲渡人は親子関係にあり、贈与による所有権移転です。譲受人は現在市外にお住まいですが、周辺農地の耕作や将来の親の介護等を考慮して、実家

記 録

事務局 | の隣接地である申請地に住宅を建設することとなり、申請されたものです。
24日に担当委員、県担当者、事務局で現地調査に行きました。申請地の北側農地の所有者との境界に関しては、再度確認していただくように現地で伝えております。申請地の東側にも農地はありますが、そちらは譲渡人所有の農地となっております。建設する際は、北側の農地から1mほど離して建設予定ということです。申請地は、周辺の農地の状況から、第1種農地と考えられますが、不許可の例外である集落接続要件に該当します。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法第5条第2項各号には該当いたしません。汚水・排水につきましても、農業集落排水に放流いたしますので、周辺の農地にも影響はないものと思われまます。
続きまして受付番号の4、土地の所在地、幸脇、地目は畑、地積は28㎡です。こちらは売買による所有権移転でして、譲受人は申請地の隣接地でゲストハウス及びカフェを経営されております。既存の駐車場だけでは従業員の駐車場が不足することもあり、申請地を従業員用の駐車場とするため申請されたものです。
申請地は、周囲の農地の状況から第2種農地と考えられ、周辺に農地はありません。生活雑排水などはなく、雨水は敷地内自然浸透式とします。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法第5条第2項各号には該当いたしません。
以上2件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 | ありがとうございます。
それでは、番号4担当の10番委員から補足があれば説明をお願いします。

10番委員 | 10番委員です。
別に問題ないと思います。

議長 | ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はないようでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 | 議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。
議案書は14ページをお願いします。
番号4、受付年月日が令和4年2月14日、利用権設定をする土地が財光寺、地目が田、地積が991㎡ほか9筆で、田の合計が9,910㎡となっております。利用権の種類は賃貸借権設定で、期間が令和4年3月1日から令和9年2月28日の5年間となっております。賃金は10a当たり1万円で、主な作物はWCSとなっております。
利用権の設定を受ける者は、現在2万623㎡を経営されてございまして、家

記 録

事務局	族数が4名、稼働力が2名、こちら新規での利用権設定となっております。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請でございます。同法第18条第2項の各号には該当いたしません。 以上1件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号4担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。
9番委員	9番委員です。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。 それでは、番号4について、事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。 議案書は20ページをお願いします。 番号4、受付年月日が令和4年2月14日、所有権を移転する土地が塩見、地目が田、地積が1,011㎡ほか32筆で、田の合計が6,351㎡、畑の合計が1万4,955㎡となっております。権利の種類は贈与による所有権移転です。 経営状況としまして、所有権の移転を受ける者は、現在1万6,400㎡を経営されており、主に畜産業を営む認定農業者です。家族数は3名、稼働力は2名となっております。 以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号4担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。
9番委員	9番委員です。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

記 録

- 議長 ありがとうございます。
番号4については全員賛成ですので、原案のとおりとします。
それでは、ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 それでは、再開いたします。
番号3について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 議案書19ページをご覧ください。
番号3、受付年月日、令和4年2月2日、所有権を移転する土地、日知屋、地目は田、地積は2,439㎡ほか3筆で、田の合計が6,182㎡となっております。所有権の移転時期が令和4年3月1日、対価が309万1,000円、対価の支払いが令和4年3月1日となっております。こちら売買による所有権移転となっております。
こちらは4筆とも、先ほど議案第11号でご承認いただいた農地中間管理権を解約した農地になっておりまして、解約はしたんですけども、引き続き同じく所有権の移転を受ける者が今まで借りていたところを解約して、所有権の移転をして、今後も経営をしていくということで、所有権の移転を受ける者は日向市内の認定農業者でもある法人となっております。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
番号3番は全員賛成ですので、原案のとおりとします。
ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 それでは、再開します。
次に、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。
今回、番号1から10まで10件、申請が上がっているんですけども、全て更新となっておりますので、一括してご報告させていただきます。
全て期間が10年となっております。令和4年4月1日から令和14年3月31日となっております。田が18筆の1万1,141㎡となっております。
以上10件、皆様のご審議をお願いいたします。

記 録

事務局	<p>ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件について、ほかに質疑等はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第17号「非農地証明願いについて」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号「非農地証明願いについて」であります。 議案書40ページ以降をご覧ください。 今回、番号1から5まで申請が上がっているんですけども、全て1月に担当委員と事務局で現地調査を行いました。全て一緒に出されたものなので、一括してご報告させていただきます。 全て10年以上耕作放棄をされ、既に山林化しておりまして、将来的にも農地として使用することが困難な農地ということで現地を確認しました。 また、受付番号1及び5については、現在、農業振興地域の農用地区域というふうに指定をされているんですけども、非農地と今回証明された際には、その後に除外の手続きを行っていただく予定となっております。 1から5まで合わせて、田が1筆の119㎡、畑が5筆で9,466㎡となっております。合計6筆で9,585㎡となっております。 以上5件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号1から番号5担当の10番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>10番委員です。 別に問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。 ほかにもないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第18号「農地のあっせん申出について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号「農地のあっせん申出について」であります。 議案書は44ページ以降をご覧ください。</p>

記 録

事務局 番号2、土地の所在地、美々津町、地目が田、地積が963㎡です。こちら申出人から、こちらの農地を買いたいということで申出がなされています。

続きまして番号3、土地の所在地、財光寺、地目が畑、地積が753㎡ほか3筆で、畑の合計が3,721㎡となっております。こちら所有者でもある申出人から、農地を貸したいということで申請がなされたものです。こちらは全て地目は畑となっておりますが、現状は田となっております。

続きまして番号の4なんですけれども、すみません、土地の所在地のところが空白になっているんですけれども、こちら塩見から富高地区の間に、へべスの園地を借りたいということで申請をされています。なので、地目は畑がいいということで、最低でも2反、2,000㎡借りたいということで申出人のほうから申出がなされています。

続きまして番号の5、土地の所在地が東郷町山陰なんですけれども、こちら議案書のほうに地番が書いてあるんですけれども、こちらのそれぞれ周辺で最低2反ずつを買いたいということで、申出人からあっせんの申出がなされています。

こちらは杉苗のハウスをしたいということで、ハウスの規格が4反なんですけれども、2反ずつであれば分けられるということで、こちら場所を2か所分けて出されているんですけれども、1か所でまとめて4反であればこちらのほうがいいということではあるんですけれども、こちらのそれぞれの周辺で農地を買いたいということで出されています。

以上4件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 それでは、ここで農地部会が行われておりますので、農地部会長より報告をお願いします。

農地部会長 農地部会長です。

総会の前に農地部会を開催しまして、あっせん申出についてのあっせん委員の選考を行っておりますので、読み上げていきたいと思っております。

受付番号の2番、あっせん委員としまして1番、股野満男会長、17番、黒木幸義委員、受付番号3、4番治田健委員、28番赤木康委員、それから受付番号4番、7番松木親則委員、9番山本孝志委員、21番菊田泰徳委員です。受付番号5、12番寺原勝委員、22番山口佐知男委員、29番矢野睦男委員ということで選考いたしました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告第7号から報告第13号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局長

それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。

まず、報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」であります。

議案書では46ページからです。

届出の件数は1件、土地は畑1筆で、面積は8,68㎡でございます。

次に、報告第8号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。

議案書は49ページ以降です。

届出の件数は全部で11件、土地は田13筆、畑10筆で面積は6,726.23㎡であります。

転用目的につきましては、住宅、その他でございます。

次に、報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。

議案書では56ページです。

届出人の親からの相続ということになります。

届出の件数は1件、土地は田2筆、畑2筆で面積は2,547㎡であります。

次に、報告第10号「農地改良届出について」であります。

議案書では58ページです。

畑1筆3,091㎡を150cm盛り上げるという内容でございます。

次に、報告第11号「農地転用許可不要届について」であります。

議案書では60ページです。

携帯電話不感地域に無線基地局を設置するという内容でございます。

次に、報告第12号「農地中間管理事業に伴う農地配分計画について」であります。

議案書では62ページです。

これは、市農業畜産課から提供された情報でございます。11件の計画がありまして、田が21筆、1万3,698㎡の農地配分が行われております。

詳細につきましては、報告第12号別紙をご覧ください。

次に、報告第13号「農地転用許可申請後の許可状況報告について」であります。

議案書では65ページです。

2月の定例総会にて可決しました5条申請1件が県知事許可されております。

次に、口頭での報告となりますが、先月の総会で決定いたしました和解仲介のその後について報告いたします。

2月2日に和解仲介委員の打合せを行いました。そこでは、今後の予定、どういった予定で進めていくかの話をさせていただきました。この予定に基づきまして、2月8日に現地を調査しまして、申立人の主張する境界などを確認いたしました。18日9時から10時14分までが申立人、10時50分から11時30分までは被申立人、双方の主張を聞き取りました。

以上でございます。

この報告につきましては、双方の主張に対する意見というものは、ここでは控えさせていただきたいと思っております。

今後は、それぞれに主張を聞き取りましたので、その聞き取ったものを文書にまとめて、双方それぞれに送って、主張の内容に間違いがないかということを確認したいと思っております。明日それを送付する予定であります。

以上、ご報告申し上げます。

記 録

議長 | 関係委員の皆さんにはご苦勞をおかけします。今後よろしくお願ひします。
それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんで
しょうか。
質問、ご意見もないようですので、これもちまして、全ての会議の日程を
終了いたしますとともに議長の任を解かせていただきます。本日はご協力あり
がとうございました。